

習志野保健所

事業譲渡に係る対応について

習志野保健所（健康福祉センター）
生活衛生課

旅館業法等の一部を改正する法律の公布について

令和5年6月14日 生食発0614第2号 厚生労働大臣官房生活衛生・食品安全審議官

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布について」

＜改正法の主な内容＞

1 旅館業法の一部改正関係

- ・旅館業法の施設における宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに関する事項
- ・旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる自由の見直しに関する事項
- ・みだりに宿泊を拒むことの禁止等に関する事項
- ・**事業譲渡**による旅館業の営業者の地位の承継に関する事項 等

2 食品衛生法、理容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正関係

- ・**営業を譲渡する場合の営業者の地位の承継**について、旅館業法の一部改正における地位の承継に準じた改正を行う

生活衛生関係営業等の事業譲渡における地位の承継

1 旅館業について 令和5年6月14日(令和5年法律第52号)

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布について」

2 興行場法について 令和5年10月17日(令和5年千葉県条例第36号)

「興行場法施行条例の一部を改正する条例」

3 興行場営業以外の営業について 令和5年8月3日(令和5年厚生労働省令第101号)

「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令」

【概要】生活衛生関係営業等の事業譲渡における地位の承継

1 旅館業法施行細則

- ・事業譲渡による地位の承継の申請様式を新設した。等

2 理容師法施行細則、美容師法施行細則、クリーニング業法施行細則及び 公衆浴場法施行細則

- ・事業譲渡による地位の承継の届出様式を新設した。等

3 興行場法施行条例施行規則

- ・事業譲渡による地位の承継の届出様式を新設した。等

いずれも
施行期日は、
令和5年12月13日

4 食品衛生法施行細則

- ・既存の承継届出様式に事業譲渡による地位の承継の規定を追加した。
- ・承継の届出書の規定を届出営業者について準用することを定めた。等

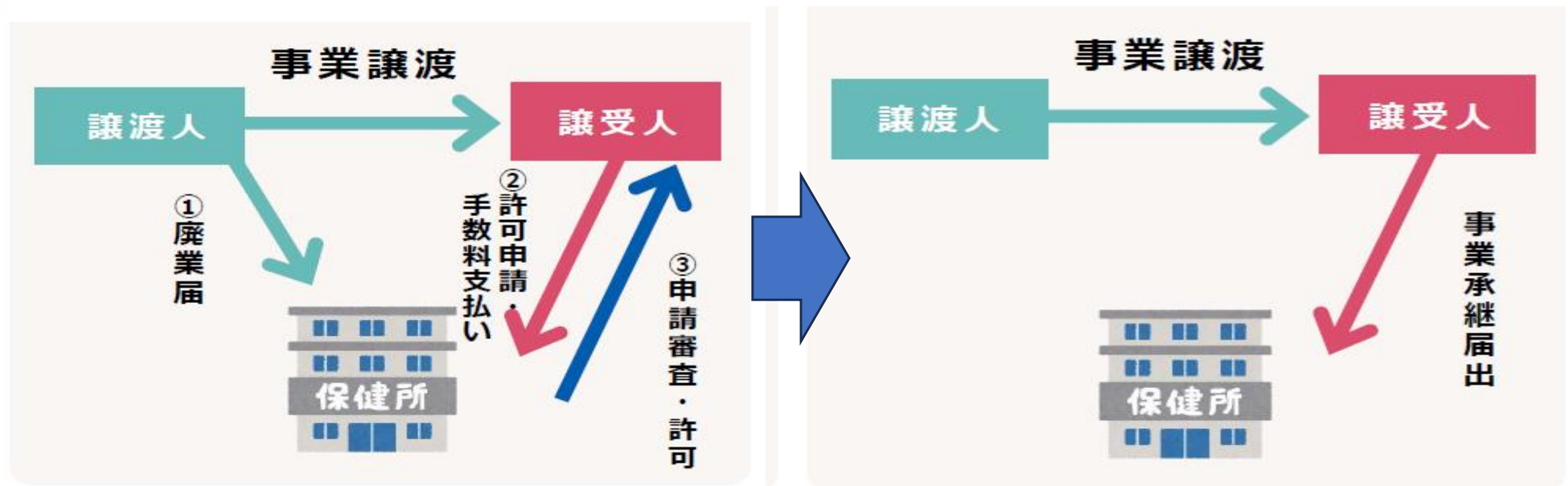
5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

- ・既存の承継届出様式に事業譲渡による地位の承継の規定を追加した。等

事業譲渡について

対象となる営業（根拠法）

- ・ 旅館業（旅館業法）
 - ・ 食品衛生法に基づく営業（食品衛生法）
 - ・ 理容所の営業（理容師法）
 - ・ 興行場営業（興行場法）
 - ・ 浴場業（公衆浴場法）
- ・ クリーニング業（クリーニング業法）
 - ・ 美容所の営業（美容師法）
 - ・ 食鳥処理業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）



※営業の種類によって取扱いが異なります。

事業譲渡の対応実績（R6.8.31現在）

		令和5年度（12/16～）	令和6年度（～8/31）	備 考
旅館業		1 件	1 件	承認申請
興行場		0 件	0 件	
公衆浴場		0 件	0 件	
理容業		1 件	0 件	
美容業		3 件	2 件	
クリーニング業		0 件	1 件	
食 品 営 業	習志野市	3 件	7 件	
	八千代市	4 件	5 件	
	鎌ヶ谷市	0 件	3 件	
	移動営業	3 件	0 件	自動車 × 2 屋台 × 1

事業譲渡における地位の承継に係る留意事項 1

- 1 原則として、承継の前後で、許可または届出の内容は、変更されません。ただし、譲渡の申請または届出の際に、変更の届出を行うことは可能です。
- 2 譲渡に係る新たな規定により営業者の地位を承継した場合には、許可の条件は、原則として、承継されます。
- 3 営業の許可または届出がされている事業の一部を譲渡する場合（※）は、今回の改正により措置された事業譲渡に係る規定の対象外です。

（※）例えば、1号棟および2号棟を有し、両棟における旅館業を一体的に管理するものとして一つの許可を受けている旅館業の営業者が、どちらか一方の棟における事業のみを譲渡する場合等
- 4 届出書等への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類」等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されます。
- 5 仮に事業譲渡後に施設の増設等を行う場合は、営業者は、各法令に則り、事業譲渡の手続きとは別に、通常の施設の増設等に必要となる都道府県知事等への変更届の提出等を行う必要があります。

なお、同一性が認められないような大幅な変更がある場合は、新規と同様の取り扱いとなります。

事業譲渡における地位の承継に係る留意事項 2

- 6 譲渡に係る新たな規定により営業者の地位を承継した場合は、新規の許可または届出、使用前検査および譲渡人が営業を廃止した旨の届出は不要です。
- 7 旅館業の事業譲渡に際して承認の申請を行う場合は、譲渡の効力が発生する前に承認を得る必要がある等、さまざまな留意事項があります。
- 8 譲受人は、営業における衛生管理に関する一義的な責任を有していることから、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準の確保が重要であることを認識ください。
- 9 譲受人は、譲渡人が営業の許可を受け、または届出を行った際（変更があった場合には変更の届出を行った際）に提出した図面その他の書類の控えを適切に管理しておく必要があります。
- 10 事業譲渡の新たな手続きに基づき営業を承継した場合は、営業を承継した者の業務の状況について、その地位が承継された日から起算して6か月を経過するまでの間において、都道府県知事等により、少なくとも1回調査がされることになります。